

19年度決算 全会計で累積赤字57億円

国民健康保険は単年度で実質10億円の赤字

市の19年度決算の状況をお知らせします。やや景気の回復は見られたものの、依然厳しい財政状況が続いています。その中で、皆さんから納められた税金や国・府からの補助金がどれだけ入り、どんな事業に、いくら使われたのかを紹介します。

19年度決算

収入 790億7840万円 (前年度より8.1%増)
支出 847億2673万円 (前年度より7.5%増)

※水道事業会計を除く

会計別決算

会計名	歳入	歳出	累積収支額
一般会計	455億5543万円	455億593万円	2513万円
特別会計			
国民健康保険事業	167億3306万円	225億8754万円	△58億5448万円
公共下水道事業	81億6334万円	79億1909万円	1億7545万円
老人保健事業	77億9103万円	78億7863万円	△8760万円
公共用地先行取得事業	7億6727万円	7億6727万円	0
四宮土地区画整理事業	5421万円	5421万円	0
都市開発資金	1406万円	1406万円	0
合計	790億7840万円	847億2673万円	△57億4150万円

※累積収支額は、これまでの各年度の収入と支出の差の合計額

一般会計

19年度の景気は回復が見られたため、市税は増加しています。職員数の抑制など人件費の削減に努めましたが、物件費や繰出金などの支出が増加し、その上で、18年度の累積赤字と20年度へ繰り越す財源を差し引くと、単年度収支は赤字でした。

◆主な増減要因
地方譲与税(所得税と税の減)、市税(市民税、固定資産税の増)、市債(退職手当債の増)、国庫支出金(国庫補助金・負担金の増)

一般会計(収入・支出)

収入 455億5543万円 (前年度より3.8%増)

21億9997万円(4.8%)	30億4170万円(6.7%)	36億9846万円(8.1%)			
個人市民税 57億 3772万円 (12.6%)	法人市民税 7億 7000万円 (1.9%)	固定資産税 90億4369万円 (19.9%)	都府県国庫ほか 111億9580万円(24.6%)	国・府支出金	111億9580万円(24.6%)
市税 200億2248万円(44.0%)			地方交付税 50億9153万円(11.2%)	市債	14億3440万円(3.1%)
			繰入金	その他 41億1276万円(9.0%)	

※その他には、使用料や手数料、財産収入などを含む

支出 455億593万円 (前年度より3.8%増)

民生費 201億7690万円(44.3%)	総務費 61億 7514万円(13.6%)	公債費 50億 9125万円(11.2%)	衛生費 39億 8407万円(8.8%)	土木費 39億 4550万円(8.7%)	教育費 36億 1178万円(7.9%)	その他 25億2129万円(5.5%)
※その他には、議会費、消防費などを含む						
扶助費 129億4890万円(28.4%)	人件費 99億5488万円(21.9%)	物件費 57億 3243万円(12.6%)	公債費 50億 9125万円(11.2%)	補助費等 32億 1281万円(7.1%)	繰出金 62億6011万円(13.7%)	普通建設事業 20億3772万円(4.5%)
※維持補修費1億4797万円(0.3%)、積立金4986万円(0.1%)、貸付金7000万円(0.2%)						

特別会計

国民健康保険事業特別会計は、累積赤字が58億5448万円、単年度で約10億円の赤字となり、一般会計から補てんし累計赤字の増加を抑えています。19年度末の国民健康保険への加入状況は、3万1877世帯、5万4717人です。

公共下水道事業特別会計は、単年度赤字が259万円で、累積が1億7545万円の赤字でした。幹線整備と面整備を進め、19年度末の行政区人口に対する下水道普及率は77.1%と0.7%向上しています。

水道事業会計

◆概況
○給水人口 13万2779人
○市民1人当たりの1日平均使用水量 331ℓ

◆建設工事
第3次水道施設等整備事業
業老行管更新工事

◆財政状況
○収入 33億8097万円
○支出 30億9270万円
○純利益 2億8826万円

市民の負担

一般会計の、市民1人当たりの収入・支出の決算状況は、収入が1人当たり34万3092円、支出が34万2719円です。また、市債の現在高は897億8470万円、市民1人当たりの借入額は、67万6197円です。

財政状況
詳しくはこちら

◆市ホームページ
<http://www.city.kadoma.osaka.jp/>
◆市役所情報コーナー(市役所別館)
月～金曜日午前9時～午後5時30分

問合せ 財務課
☎06(6902)5869

23年度から導入
公的年金の特別徴収
公的年金給付者の納税の便宜
や徴収の効率化のため、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入します。

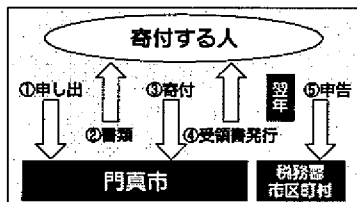
市では、23年度から実施します。

問合せ
○寄付金の受け付けについて
秘書広報課 ☎06(6902)5536
○税金の控除について
課税課 ☎06(6902)5898

「ふるさと」に対し、貢献したは応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、個人住民税の寄附金税制を大幅に拡充しました。

生まれ育った「ふるさと」に限らず、ゆかりのある都道府県・市町村への寄付も対象です。門真市で生まれ育った人・門真市にゆかりのある人、その門真市に貢献したい、応援したいという思いを寄付という形で表していたく制度です。

寄付金は、使い道を指定することもできます。寄付をしていただいた人(原則)として5000円を超える部分について、個人住民税所納額の1割を上限として、所得税と合わせて全額を控除されます。



市・府民税の制度改正
「ふるさと」納税制度を創設
門真を応援して税金を控除

○寄付金の受け付けは秘書広報課、税金の控除などについては課税課へお問い合わせください。